

# 秋 田 市 建 築 審 査 会 運 営 規 程

(招集)

## 第 1 条

秋田市建築審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集してその議長となる。

2 会長は、左の各号の一に該当する場合はすみやかに審査会を招集しなければならない。

一 建築基準法（以下「法」という。）第七十八条第一項の規定により同意を求められた場合又は同条の規定により裁定を要する事実があった場合

二 市長から諮問のあった場合

三 委員の半数以上から審査会に付議する事案を示して招集の請求があった場合

3 会長は、必要があると認める場合は随時審査会を招集することができる。

4 会長は、審査会を招集する場合は、緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ会期事項および期日を定めて、開会の二日前までに委員に通知しなければならない。

(委員の除斥)

## 第 2 条

委員会は、法第七十八条第一項に基づく同意についての審査の際左の各号の一に該当するときは、審査会の議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

一 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が審査事項の当事者である場合

二 委員が、審査事項の当事者の代理人（法定代理人を含む）又は保証人である場合

(書面による議事)

## 第 3 条

会長は、緊急の必要があると認める場合で審査会を招集する余裕のない場合、その他止むを得ない事由のある場合においては、事件の概要を記載した書面を委員に廻附してその賛否を問い、その結果をもって審査会の議決にかえることができる。

(委員以外の者の意見陳述)

第4条

会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(幹事)

第5条

会長は、事件審議のため必要があると認める場合は、幹事を派遣して調査の補助をさせることができる。

(議事公開の原則および秘密会)

第6条

審議会の会議は公開する。この場合において会長は傍聴人の数を制限することができる。

2 審議上必要があると認める場合は、議決をもって前項の規定にかかわらず秘密会とすることができる。

(会議録)

第7条

会長は、会議録を調製し会議の概要および出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長および出席委員の二名以上が署名しなければならない。

(小委員会)

第8条

審査会の議事を分担して調査審議するため、小委員会を設けることができる。

(会長の任期)

第9条

会長の任期は、その者が委員として有する任期を同一とする。

(運営の細則)

第10条

この規定に定めるものの外、小委員会その他の議事運営に関して必要なことは、会長の定めるところによる。

附 則

この規定は、秋田市建築審査会の委員会において議決した日から実施する。